

横浜市長浜ホール公募要項等変更箇所一覧

	資料名	ページ	変更前	変更後
1	公募要綱	P. 7	5 経理に関する事項 (2) 第五期指定期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当額含む） 原則として1年あたり42,138,824円とします。	5 経理に関する事項 (2) 第五期指定期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当額含む） 原則として1年あたり54,000,000円とします。
2	公募要綱	P. 10	6 公募及び選定に関する事項 (1) 公募スケジュール ア 公募の周知及び公募要項の公開 令和8年5月8日(金) イ 現地見学会及び応募説明会の参加申込の受付締切 5月18日(月) ウ 現地見学会及び応募説明会 5月19日(火) エ 応募登録の受付 5月19日(火)～6月1日(月) オ 公募要項等に関する質問の受付 5月19日(火)～6月1日(月) カ 公募要項等に関する質問への回答 6月15日(月)以降 キ 応募書類の受付 7月1日(水)及び2日(木) ク 本審査（面接審査） 8月中旬～下旬（予定） ケ 選定結果の通知・公表 9月上旬（予定） コ 指定管理者の指定 12月（予定） サ 指定管理者との協定締結 令和9年2月以降	6 公募及び選定に関する事項 (1) 公募スケジュール ア 公募の周知及び公募要項の公開 令和8年8月10日(月) イ 現地見学会及び応募説明会の参加申込の受付締切 8月18日(火)正午 ウ 現地見学会及び応募説明会 8月19日(水) エ 応募登録の受付 8月19日(水)～8月27日(木) オ 公募要項等に関する質問の受付 8月19日(水)～8月27日(木) カ 公募要項等に関する質問への回答 9月3日(木)以降 キ 応募書類の受付 9月17日(木)及び18日(金) ク 本審査（面接審査） 10月中旬（予定） ケ 選定結果の通知・公表 11月上旬（予定） コ 指定管理者の指定 令和9年3月 サ 指定管理者との協定締結 令和9年3月
	公募要綱	P. 10～11	6 公募及び選定に関する事項 ・・・・（中略）・・・・ (2) 公募手続きについて イ 現地見学会及び応募説明会 ・・・・（中略）・・・・ (7) 開催日時 令和8年5月19日(火)午後2時30分から午後4時まで（予定） ※受付：午後2時20分から ・・・・（中略）・・・・ (エ) 申込方法 参加を希望される団体は、令和8年5月18日(月)正午までに、 ・・・・（中略）・・・・ ウ 応募登録の受付 ・・・・（中略）・・・・ (7) 受付期間：令和8年5月19日(火) 午前9時から6月1日(月)午後5時まで ・・・・（中略）・・・・ エ 公募要項等に関する質問の受付 ・・・・（中略）・・・・ (7) 受付期間 令和8年5月19日(火)午前9時から6月1日(月)午後5時まで(必着) ・・・・（中略）・・・・ オ 質問への回答 令和8年6月15日(月)以降（予定）に、次のウェブサイトで回答を公表します。 ・・・・（中略）・・・・ カ 応募書類の受付 ・・・・（中略）・・・・ (4) 受付期間 令和8年7月1日(水)及び2日(木) ・・・・（中略）・・・・	6 公募及び選定に関する事項 ・・・・（中略）・・・・ (2) 公募手続きについて イ 現地見学会及び応募説明会 ・・・・（中略）・・・・ (7) 開催日時 令和8年8月19日(水)午後4時から午後4時30分まで（予定） ※受付：午後3時40分から ・・・・（中略）・・・・ (エ) 申込方法 参加を希望される団体は、令和8年8月18日(火)正午までに、 ・・・・（中略）・・・・ ウ 応募登録の受付 ・・・・（中略）・・・・ (7) 受付期間：令和8年8月19日(水) 午前9時から8月27日(木)午後5時 ・・・・（中略）・・・・ エ 公募要項等に関する質問の受付 ・・・・（中略）・・・・ (7) 受付期間 令和8年8月19日(水)午前9時から8月27日(木)午後5時まで(必着) ・・・・（中略）・・・・ オ 質問への回答 令和8年9月3日(木)以降（予定）に、次のウェブサイトで回答を公表します。 ・・・・（中略）・・・・ カ 応募書類の受付 ・・・・（中略）・・・・ (4) 受付期間 令和8年9月17日(木)及び18日(金) ・・・・（中略）・・・・
	公募要綱	P. 15	6 公募及び選定に関する事項 ・・・・（中略）・・・・ (3) 審査及び選定の手続きについて ・・・・（中略）・・・・ カ 指定管理者の指定 市会の議決後に、指定管理者として指定します（令和8年12月予定）。指定にあたっては、文書で通知するとともに、公告を行います。 ・・・・（中略）・・・・	6 公募及び選定に関する事項 ・・・・（中略）・・・・ (3) 審査及び選定の手続きについて ・・・・（中略）・・・・ カ 指定管理者の指定 市会の議決後に、指定管理者として指定します（令和9年3月予定）。指定にあたっては、文書で通知するとともに、公告を行います。 ・・・・（中略）・・・・